

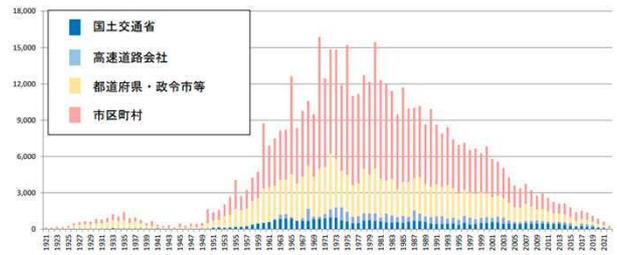
# 合同取締の目的

## 課題 道路インフラの老朽化

道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2033年には、橋梁の60%以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。



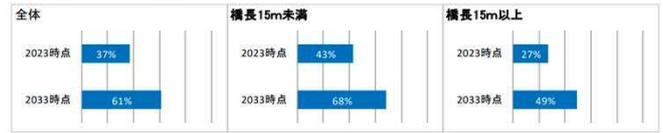
○ 建設年度別橋梁数



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約20.9万橋ある。

(出典)道路局調べ(2023.3末時点)

○ 建設後50年を経過した橋梁の割合



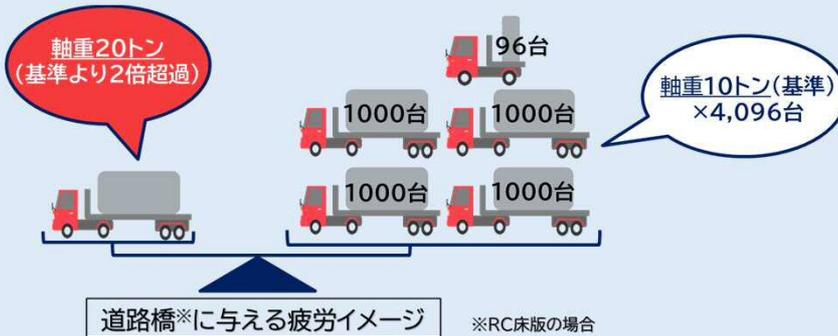
※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約20.9万橋ある。

(出典)道路局調べ(2023.3末時点)

(出典)道路メンテナンス年報2023年8月

## 影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量(軸重)の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準(10トン)の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、**たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。**また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりがやすく、道路交通への影響も甚大です。



道路橋※に与える疲労イメージ

※RC床版の場合



【特殊車両の重大事故事例】

無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。国道が約12時間の通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

## 目標 合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締や自動重量計測装置(WIM)による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。(右図)

これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者(道路管理者・警察・運輸支局)が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、**道路ネットワークの長寿命化**及び**持続的な物流の実現**を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



(左)現地取締



(右)自動重量計測装置による取締イメージ

## 参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『**重量守り、道路を守ろう**』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

# 現地取締風景の一例



【首都高速道路(株)】志村本線料金所

〈特殊車両の引込み風景〉



【中日本高速道路(株)】相模原愛川料金所

〈マットスケールによる重量計測風景〉



【東日本高速道路(株)】習志野本線料金所

〈台貫による重量計測及び寸法計測風景〉



【東京国道事務所/東京運輸支局】辰巳車両検問所

〈道路運送車両法と道路法による合同取締風景〉



【相武国道事務所/神奈川運輸支局】相模原車両検問所

〈取締全景〉



【長野国道事務所】上田市常磐城 駐車帯

〈違反車両への指導風景〉





# 重量違反は、 止めてください。

規定重量を超えた大型車の走行が、道路の損傷へ。

軸重10トンの基準を2倍超過すると、  
橋には4000倍以上のダメージがあります。

いま道路は老朽化が進行。2031年には、  
関東地方の橋梁の半分が建設後50年に。

この道路を守るため、安全のため、  
重量違反車両などの取締りを  
強化していきます。



## 荷主の方へ

- 依頼車両が重量違反すると、荷主の責任も追及されます。
- 主体的な関与が認められれば、荷主勧告が実施されます。



## 運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則を受けます。
- 悪質な重量超過違反は、即時告発の対象となります。



## 特殊車両通行手続が必要。

規定の重量、幅、長さ、高さがひとつでも超える車両は、  
通行許可または通行可能経路の確認の回答を得てください。

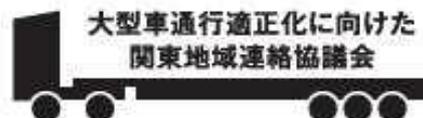
# 〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

## 10月2日～6日は、重量違反車両等の取締強化期間

## 重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン運送業協会  
(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、  
神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社(順不同)